

平成23年 3 月30日

障企自発0330第1号

都道府県

各 障害保健福祉主管部(局)長 殿

指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室長

要約筆記者の養成カリキュラム等について

要約筆記者については、平成18年8月1日障発第 0801002 号「地域生活支援事業の実施について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき要約筆記者(奉仕員)を派遣する事業及び要約筆記奉仕員の養成を行っているところです。

平成21年の裁判員制度の発足などにより要約筆記者についても高い専門性をもった人材の確保が求められております。このため、これまでの要約筆記奉仕員に加えて専門性の高い要約筆記者の養成を新たに行うこととし、要約筆記者の養成講習で使用する「要約筆記者養成カリキュラム」及び養成講習等における留意事項を定めたので、御了知の上、管内市町村及び関係団体への周知について特段の配慮をお願いします。

記

(実施主体)

1 要約筆記者の養成は、専門性が高いこと等から手話通訳者の養成と同様、都道府県が行うこととしている。なお、これまで要約筆記奉仕員の養成を行っている市町村において養成を行うことは差し支えない。

(登録試験)

2 要約筆記者の養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者については、要約筆記者としての登録を行うこととなるが、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、登録試験を行わず、養成講習の成績等を参考に要約筆記者としての一定の水準にある者について登録を行うことができることとする。

(登録者名簿の配布)

3 要約筆記者として登録した者については、名簿を作成することとし、要約筆記者が住所地以外の市町村での活動や市町村による広域派遣の際の便宜を図るため、管内の市町村に配布されたい。

(要約筆記奉仕員の養成)

4 今回の要約筆記者の制度化により、今後、要約筆記者が要約筆記者派遣事業の主な担い手となることから、要約筆記奉仕員の養成講習は行わないこととなる。

なお、要約筆記者に係る養成講習の準備が整うまでの間において、要約筆記奉仕員の養成講習が行われることを妨げるものではない。

(補習講習)

5 要約筆記者派遣事業の担い手の主体を要約筆記奉仕員から要約筆記者とするため、現在の要約筆記奉仕員については補習講習等を行うことにより、要約筆記者へのステップアップを図るようお願いする。

なお、補習講習等を修了した者に対しては、2に準じて取り扱うこととなる。